

平成 28 年 4 月 14 日

各 位

会 社 名 株式会社ウィズ  
代 表 者 名 代表取締役社長 横井昭裕  
(JASDAQ、コード番号：7835)  
問 い 合 せ 先 経営企画部長 大関 浩一  
電 話 番 号 (03) 3534-3180

株式会社バンダイナムコホールディングスによる当社株券等に対する  
公開買付け（第二回）に関する意見表明のお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、株式会社バンダイナムコホールディングス（以下、「公開買付者」といいます。）による当社の普通株式（以下、「当社株式」といいます。）に対する公開買付け（平成 28 年 4 月 15 日を公開買付けの買付け等の期間の初日とするもの。以下、「本公開買付け」又は「第二回公開買付け」といいます。）に賛同の意見を表明し、かつ、当社の株主の皆様に対して第二回公開買付けに応募することを推奨する旨の意見を表明することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

なお、当社の平成 28 年 3 月 9 日付プレスリリース「株式会社バンダイナムコホールディングスによる当社株券等に対する公開買付けに関する意見表明のお知らせ」に記載しましたとおり、当社は、同日開催の取締役会において、公開買付者によれば、公開買付者は、公開買付者による当社株式に対する第一回目の公開買付け（平成 28 年 3 月 10 日を公開買付けの買付け等の期間の初日とするもの。以下、「第一回公開買付け」といい、第二回公開買付けと併せて「本件両公開買付け」といいます。）が成立した場合には、その決済後速やかに第一回公開買付けにおける当社株式の買付け等の価格（以下、「第一回公開買付価格」といいます。）よりも高い価格を買付け等の価格とする第二回公開買付けを実施する予定であるとのことから、平成 28 年 3 月 9 日時点においては、第二回公開買付けが実施された場合には、第二回公開買付けに賛同し、かつ、当社の株主の皆様に対して第二回公開買付けに応募することを推奨する旨の意見を表明すべきと考える旨を決議しております。

第二回公開買付けに対する意見の表明に係る当社の取締役会決議は、公開買付者が当社の発行済株式の全てを取得することを企図していること、並びに当社株式が上場廃止となる予定であることを前提として行われたものであります。

1. 公開買付者の概要

(1) 名 称	株式会社バンダイナムコホールディングス	
(2) 所 在 地	東京都港区芝五丁目 37 番 8 号	
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 田口 三昭	
(4) 事 業 内 容	・バンダイナムコグループ（後に定義します。）の中長期経営戦略の立案・遂行 ・グループ会社の事業戦略実行支援・事業活動の管理	
(5) 資 本 金	10,000 百万円	
(6) 設 立 年 月 日	平成 17 年 9 月 29 日	
(7) 大株主及び持株比率 (平成 27 年 9 月 30 日 現在)	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	5.90%
	日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	5.31%
	有限会社ジル	2.70%

	中村雅哉	2.68%
	野村信託銀行株式会社（退職給付信託三菱東京U F J 銀行口）	2.07%
	株式会社マル	1.98%
	STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505225 （常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部）	1.84%
	THE BANK OF NEW YORK, NON-TREATY JASDEC ACCOUNT （常任代理人 株式会社三菱東京U F J 銀行）	1.77%
	任天堂株式会社	1.73%
	CHASE MANHATTAN BANK GTS CLIENTS ACCOUNT ESCROW （常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部）	1.69%
(8) 上場会社と公開買付者の関係		
資本関係	当社は、本日現在、公開買付者の普通株式300株（公開買付者株式所有割合（注1）：0.00%）を所有しております。また、公開買付者は、本日現在、当社株式を1,695,600株（株式所有割合（注2）：55.02%）所有する当社の親会社であります。	
人的関係	該当事項はありません。	
取引関係	当社は公開買付者の100%子会社である株式会社バンダイより、玩具の企画・開発・製造の委託を受けております。	
関連当事者への該当状況	公開買付者は、当社の親会社であるため、当社の関連当事者に該当いたします。	

(注1)「公開買付者株式所有割合」とは、公開買付者が平成28年2月12日に提出した第11期第3四半期報告書に記載された平成27年12月31日現在の発行済株式総数222,000,000株に占める割合（小数点以下第三位を四捨五入）をいいます。

(注2)「株式所有割合」とは、当社が平成28年1月13日に提出した第30期第2四半期報告書に記載された平成27年11月30日現在の発行済株式総数3,081,600株に占める割合（小数点以下第三位を四捨五入）をいいます。以下同じです。なお、当社は同日現在自己株式を保有しておりません。

## 2. 第二回公開買付けにおける買付け等の価格 普通株式1株につき、金560円

## 3. 第二回公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由

### (1) 第二回公開買付けに関する意見の内容

当社は、平成28年4月14日開催の当社の取締役会において、下記「(2) 第二回公開買付けに関する意見の根拠及び理由」に記載の根拠及び理由に基づき、第一回公開買付けの開始にあたっての第二回公開買付けに関する当社の判断を変更する事情は特段ないと考えるため、同判断を維持し、改めて第二回公開買付けに賛同の意見を表明し、かつ、当社の株主の皆様に対して第二回公開買付けに応募することを推奨する旨の意見を表明することを決議いたしました。

### (2) 第二回公開買付けに関する意見の根拠及び理由

#### ① 本公開買付けの概要

当社は、公開買付者より、本件両公開買付けの概要につき、以下の説明を受けております。

公開買付者は、平成28年3月9日開催の取締役会において、当社を公開買付者の完全子会社とすることを目的として、株式会社東京証券取引所（以下、「東京証券取引所」といいます。）JASDAQ（スタンダード）市場（以下、「JASDAQ」といいます。）へ上場している当社株式の全てを以下に記載する一連の取引によって取得することを決議したとのことです（以下、この一連の取引を「本取引」といいます。）。

公開買付者は、本取引の第一段階として、当社の創業者兼代表取締役社長であり、当社の主要株主

である筆頭株主であった横井昭裕氏（以下、「創業者株主」といいます。）（所有していた当社株式数（以下、「所有株式数」といいます。）：1,336,600株、株式所有割合：43.37%）、当社の取締役であり当社の第2位の大株主であった嶋崎章氏（所有株式数：174,000株、株式所有割合：5.65%）、創業者株主の妻であり、当社の第3位の大株主であった横井真由美氏（所有株式数：105,000株、株式所有割合：3.41%）及び当社の取締役かつ創業者株主の実兄であり、当社の第4位の大株主であった横井憲治氏（所有株式数：80,000株、株式所有割合：2.60%）（以下、創業者株主、嶋崎章氏、横井真由美氏及び横井憲治氏を総称して「第一回公開買付け応募株主」といいます。）の所有していた当社株式の全て（所有株式数の合計：1,695,600株、株式所有割合：55.02%。以下、「第一回公開買付け応募株式」といいます。）を、市場価格より一定のディスカウントを行った価格で取得することを主たる目的として、第一回公開買付けを実施した結果、本日現在において当社株式1,695,600株（株式所有割合：55.02%）を所有するに至っているとのことです。

公開買付者は、本取引の第二段階として、第一回公開買付けが成立して決済が完了してから速やかに、公開買付者が所有する当社株式を除く当社株式の全てを取得することを主たる目的とした第二回公開買付けを開始することを平成28年3月9日開催の公開買付者の取締役会で決議しており、第一回公開買付けが成立した場合には、第一回公開買付けの撤回等の条件に該当する事象が生じていないことを条件として、平成28年4月15日から第二回公開買付けを実施することを予定しているとのことでしたが、今般、公開買付者は、平成28年3月9日以降、平成28年4月14日までの間に、第一回公開買付けの撤回等の条件に該当する事象は生じていないことを確認したため、本公開買付けを開始することとしたとのことです。第二回公開買付けにおける当社株式の買付け等の価格（以下、「第二回公開買付け価格」といいます。）は、第一回公開買付け価格145円に比べて415円（286.2%（小数点以下第二位を四捨五入。以下同じです。））高い560円としているとのことです。第二回公開買付け価格の詳細は、後記「③第二回公開買付け価格の決定」をご参照ください。

第二回公開買付けは、買付予定数に上限及び下限を設定していないため、公開買付者は、第二回公開買付けに応募された株券等の全部の買付け等を行うとのことです。第二回公開買付けに下限を設定しますと第二回公開買付けが成立するか否かが不確定となるため、第二回公開買付け価格での売却を希望される当社の株主の皆様へ売却の機会を確実に提供する観点から、第二回公開買付けには下限を設定していないとのことです。

公開買付者は、本取引により当社を公開買付者の完全子会社とすることを目的としているため、本公開買付けによって、公開買付者が当社株式の全てを取得できなかった場合には、当社の株主を公開買付者のみとするための一連の手続きを実施する予定であるとのことです。詳細については、後記「(5)本件両公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」をご参照ください。

## ② 公開買付者が本件両公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本件両公開買付け後の経営方針

当社は、公開買付者より、本件両公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本件両公開買付け後の経営方針につき、以下の説明を受けております。

### (ア) 本件両公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程

公開買付者は、平成17年9月に株式会社バンダイ（以下、「バンダイ」といい、公開買付者と併せて「公開買付者等」と総称します。）と株式会社ナムコ（現株式会社バンダイナムコエンターテインメント）が経営統合を実施し、共同株式移転により設立された会社であり、同月、東京証券取引所市場第一部に上場したとのことです。公開買付者は、有力なIP（Intellectual Propertyの略称であり、キャラクター等に係る知的財産権を意味します。以下同じです。）を軸に、玩具・模型、ネットワークコンテンツ、家庭用ゲームソフト、業務用ゲーム機、映像音楽コンテンツ、アミューズメント施設等のエンターテインメントに関する様々な分野で事業を展開する企業集団（平成28年4月14日現在、公開買付者並びに子会社97社及び関連会社14社から構成され、以下、

「バンダイナムコグループ」といいます。)を統轄する純粋持株会社であるとのことです。

バンダイナムコグループは、トイホビー(玩具、模型、菓子・食品、カプセルトイ、カード、アパレル、生活用品、文具などの製造・販売に関する事業をいいます。以下同じです。)・ネットワークエンターテインメント(ネットワークコンテンツの企画・開発・配信、家庭用ゲームソフト、業務用ゲーム機、景品等の企画・開発・販売、及びアミューズメント施設などの企画・運営に関する事業をいいます。)・映像音楽プロデュースの3つの「戦略ビジネスユニット」(以下、「SBU」といいます。)と各SBUをサポートする関連事業会社から構成されており、それぞれのSBUが、バンダイナムコグループ最大の強みであるキャラクター等のIPを、その世界観や特性を活かし、最適なタイミングで、最適な地域に向け、商品・サービスとして提供する「IP軸戦略」を核として事業を展開しているとのことです。

平成27年4月よりスタートした中期計画では、「NEXT STAGE 挑戦・成長・進化」をビジョンに掲げ、重点戦略として、事業戦略「IP軸戦略の進化」、エリア戦略「グローバル市場での成長」、機能戦略「ビジネスモデル革新への挑戦」を推進しているとのことです。事業戦略「IP軸戦略の進化」では、IPの創出・獲得などの創出力を強化するとともに、ライブイベントなど新規IPビジネスの拡大、ターゲット層の拡大、事業間連動の強化を図っているとのことです。エリア戦略「グローバル市場での成長」では、日本において各市場におけるNo.1の追求を継続するとともに、今後も成長が見込まれるアジアでの積極的な事業拡大を推進しているとのことです。また、機能戦略「ビジネスモデル革新への挑戦」では、次世代に向け新たなIPビジネスの創出やグローバル市場でのIP軸戦略の展開に向けた基盤づくりを推進しているとのことです。

一方、当社は、昭和61年9月に「既存の価値観にとらわれず、あらゆる世代の人たちに、真の遊び心を提案していくこと」を経営理念に玩具企画会社として創業者株主により設立されました。当社は、平成8年11月に携帯電子ペット育成ゲーム『たまごっち』をバンダイと共同で企画・開発し、当社が生産した同製品はバンダイを通じて発売され世界的な大ヒットとなりました。それを契機として、当社はそれまでの企画会社から業容を広げ、本格的に開発・生産も手掛けるようになりました。その後もバンダイとの共同企画・開発、当社の生産による『デジタルモンスター』、『プリモプエル』、『クラッシュギア』及び『復活版たまごっち』等の製品シリーズをバンダイを通じて発売し、堅調な売上実績を継続し、平成17年6月には株式会社ジャスダック証券取引所(現JASDAQ)に当社の株式を上場いたしました。

このように、当社は、玩具市場のニーズにスピーディーに対応可能な製品の企画・開発・生産を一気通貫で行うという仕組みを内包し、また、『たまごっち』をはじめとする、これまで市場になかったモノ・コトを時代のニーズを把握しゼロから創造し具現化する技術・ノウハウを保有し、更には玩具カテゴリーにおいて、電子ゲームだけでなく、ぬいぐるみやフィギュア等多岐にわたるカテゴリーへの対応体制を有しており、特に玩具の企画・開発力において強みが発揮可能であると考えております。

一方で、当社は、平成18年頃より少子化及びその後のスマートフォン向けアプリ、SNSゲームの台頭などの遊びの多様化を背景とした業界環境を視野に、売上の根幹である『たまごっち』や『デジタルモンスター』等の収益が減少傾向になる可能性を勘案し、その対応策として、玩具業界を含む他のエンターテインメント領域への展開、具体的には、①ペット・アパレルの企画・開発・販売、②ゲーム制作会社の子会社化、③アニメ制作会社の子会社化、④玩具レーシングカーのコース(SLOT CARS JAPAN)運営、⑤プライベートブランド玩具・雑貨の企画・開発・販売、⑥スマートフォン向けアプリ制作及び⑦介護ロボット事業等を手掛けた現在に至っております。

プライベートブランド雑貨の一部商品において販売数の増進等、一定の成果が表れつつあるものの、エンターテインメント業界を取り巻く環境における少子化及び嗜好性の多様化は、当社の予想を超えて進行しており、企画・開発に最も強みを発揮することを得意としてきた当社にとっては、マーケティング、販売、広告宣伝のノウハウに大きな比重がかかる前述①～⑦等の施策は、平成19年以降の当社の業績不振、それに伴う財務体力の低下を踏まえると十分な成果を得られなかったといえます。業績不振の状況としては、平成19年度連結会計年度より、平成21年度及び平成24年

度の連結会計年度を除いて当期純損失を計上するとともに、平成 28 年度第 2 四半期連結会計期間においても営業損失 1 億 91 百万円、経常損失 2 億 24 百万円、親会社に帰属する四半期純損失 2 億 25 百万円を計上しております。

このような中、公開買付者等は、平成 27 年 4 月上旬、当社から、資金援助を含む、当社への資本参加についての打診を受けました。かかる打診を受け、公開買付者等は、当社の企業価値の初期的な検討を含む当社との資本提携の条件についての検討を開始したとのことです。その中で、当社の抱える収益性の低下・資金繰りの悪化等の状況を踏まえると、当社株式への投資については、一般的な上場株式への投資に比較してリスクが高いと判断するに至ったとのことです。そのため、公開買付者は、当社に対する資金援助及び資本参加は、当社の完全子会社化が前提であり、かつ、創業者株主等の大株主との関係では、一般株主から取得する価格よりも低い価格で取得するスキームを採用する必要があると判断し、平成 27 年 7 月上旬、創業者株主とかかる条件面での協議を開始しましたが、公開買付価格や完全子会社化後の経営体制についての条件面で折り合いがつかず、平成 27 年 8 月中旬の段階で、資本業務提携の検討は一旦白紙となったとのことです。

その後、当社は、公開買付者に対して、平成 27 年 10 月上旬に、資本業務提携の協議再開を申し入れました。かかる申し入れを受け、公開買付者は、当社との資本業務提携についての検討を再開し、平成 27 年 10 月中旬に、創業者株主を含む第一回公開買付け応募株主が保有する第一回公開買付け応募株式を対象として、市場価格より一定のディスカウントを行った価格で取得することを目的とする一段階目の公開買付けを実施し、一段階目の公開買付けの成立後、市場価格に一定のプレミアムを付した価格での二段階目の公開買付けを実施する二段階の公開買付けにより、当社を完全子会社化し、経営体制を刷新すること等の当社の事業体制の見直しを含む資本業務提携を、創業者株主及び当社へ提案（以下、「10 月提携提案」といいます。）をいたしました。10 月提携提案に係る条件は、創業者株主及び当社に受け入れられず、平成 27 年 11 月下旬の段階で、資本業務提携の検討は再度白紙となりました。

その後、当社は、公開買付者との資本業務提携が最も企業価値の向上に資する可能性があるとの理由から 10 月提携提案を再検討することとし、平成 28 年 1 月中旬に、公開買付者に対して、協議再開を申し入れました。かかる申し入れを受け、公開買付者は、創業者株主及び当社との間での具体的な協議を再開し、平成 28 年 1 月下旬から、当社に対するデュー・ディリジェンスを実施いたしました（なお、当該デュー・ディリジェンスは平成 28 年 2 月下旬に終了しております。）。そして、公開買付者は、平成 28 年 2 月中旬に創業者株主に対して本取引に関する提案を改めて行い、第一回公開買付価格を含めた取引条件の大枠について合意し、その後も引き続き協議・交渉を行ってきたとのことです。また、公開買付者は、当社に対しても平成 28 年 2 月中旬に本取引に関する提案を改めて行い、第二回公開買付価格についても、協議・交渉を続けてまいりました。それらと並行して、平成 28 年 2 月下旬より、当社の独立委員会に対して完全子会社化の目的、本取引後の経営方針、従業員の雇用等の考え方について説明を行ってきたとのことです。

以上の協議・交渉を経る中で、公開買付者としては、当社との業務提携を通じ、トイホビー SBU の主幹会社であるバンダイが事業を展開する玩具・模型分野における「IP 軸戦略の更なる強化」と「企画開発力の更なる強化」を目的に、当社をトイホビー SBU の企画開発会社とすることで、トイホビー事業の更なる成長・拡大を目指すことが可能になるとの判断に至ったとのことです。

また、当社としても、当社が、少子化をはじめとする厳しい環境にある業界の中を勝ち抜いていくためには、バンダイナムコグループの最大の強みである「IP 軸戦略」を基軸として事業拡大を図っていくことが必要であるとの判断に至りました。

具体的には、公開買付者は、バンダイナムコグループの強みである有力な IP を軸としたビジネス展開により成長を実現しているところ、当社をバンダイナムコグループに迎えることで、当社の強みであるデジタル玩具の企画・開発力、ノウハウをバンダイナムコグループ内に融合し、公開買付者の成長の源泉である IP・商品の企画開発機能を強化することが可能になると考えているとのことです。特に、公開買付者は、男児・女児の定番玩具の企画・デザイン力に強みを有するバンダイと、デジタル玩具の企画・開発力に強みを有する当社の連携を深めることで、当社を含むバンダ

イナムコグループ全体としての企画力を向上することができ、当該企画力を柱として、両社の強みを活かした新商品の企画・開発・展開が可能になると考えているとのことです。

また、公開買付者は、当社を、「たまごっち」、「プリモプエル」、「デジタルモンスター」といったオリジナルIPを共同で保有・展開する、公開買付者等の重要な事業上のパートナーと認識しているとのことです。当社にとっても、公開買付者等との連携により、これらのオリジナルIPのライセンスアウト機能を強化することで、安定的な収益基盤の構築が可能と考えているとのことです。

そして、上記のようなシナジーを実現するためには、公開買付者としては、当社株式を全て取得し、当社の事業運営の再構築を含む、中長期的な戦略的判断に基づく迅速かつ柔軟な意思決定を行う経営体制を構築することが必要不可欠であると判断したとのことです。また、仮に、当社の上場を維持したままで、かかる中長期的な戦略的判断に基づく諸施策を実行した場合においては、短期的な当社の業績の下振れリスク等、短期的には、当社の株主の皆様にはマイナスの影響を及ぼす可能性も否定できないことなどを踏まえると、公開買付者と当社との関係を親子会社関係に留めるのではなく、当社を公開買付者の完全子会社とし、当社を非上場化した上で、両社がグループとして一体となり事業展開を行っていくことが、当社の企業価値向上に資するとの判断に至りました。

上記を経て、公開買付者は、平成28年3月9日開催の取締役会において、当社を完全子会社化する目的で、本件両公開買付けを実施することを決議したとのことです。そして、公開買付者は、本取引の第一段階として、平成28年3月9日、第一回公開買付けを開始することを決定し、平成28年3月10日から同年4月7日までを買付け等の期間とし、第一回公開買付け価格を145円とする第一回公開買付けを実施いたしました。第一回公開買付けの成立後、公開買付者は、平成28年3月9日以降、平成28年4月14日までの間に、第一回公開買付けの撤回等の条件に該当する事象は生じていないことを確認したため、本取引の第二段階として、第二回公開買付け価格を560円とする第二回公開買付けを開始することとしたとのことです。

他方、当社にとってこれまで最大の顧客であり、共同で企画・開発を進めてきたバンダイの親会社である公開買付者による当社の完全子会社化により、(i)本取引により当社は、当社の企業活動の核となる能力である企画・開発力を十分に発揮できること、(ii)本取引により、当社及びバンダイの両社で保有するIPの展開及び創出力の発現が最も効果的に図れること、(iii)子会社化による組織の再構築等による人的資源の効果的な運用が可能となること、及び(iv)当社を非上場化することで上場維持に係る業務及び費用が軽減され、当社の意思決定の迅速性・柔軟性を確保することが可能となることから、当社としても、本取引を行うことにより、公開買付者等と当社の事業におけるシナジーが実現でき、本取引は当社の企業価値向上に寄与するとの判断に至ったため、平成28年3月9日開催の取締役会において、同日時点においては、第二回公開買付けが実施された場合には、第二回公開買付けに賛同し、かつ、当社の株主の皆様に対して第二回公開買付けに応募することを推奨する旨の意見を表明するべきと考える旨を決議いたしました。

また、当社は、本日開催された取締役会において、第一回公開買付けの開始にあたっての第二回公開買付けに関する当社の判断を変更する事情は特段ないとするため、同判断を維持し、改めて第二回公開買付けに賛同し、かつ、当社株式を所有する株主の皆様に対して第二回公開買付けに応募することを推奨する旨の意見を表明することを決議いたしました。

#### (イ) 本件両公開買付け後の経営方針

公開買付者は、本件両公開買付けが成立し、後記「(5) 本件両公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」記載の方法により当社の完全子会社化を達成した場合には、当社をバンダイが主幹会社を務める公開買付者のトイホビーSBUの企画開発会社としてグループ入りさせ、①バンダイ及び当社が共同で権利を保有・展開するオリジナルIP及びIP創出力の強化による収益モデルの構築、②当社の強みであるデジタル玩具の企画・開発力をバンダイナムコグループに融合し、連携を強化することによる企画力の向上、③当社及びバンダイナムコグループとの相互人材交流、④バックオフィスを中心とした業務の効率化等の施策を検討・実行することによ

り、当社の事業運営を再構築し、当社の強みであるデジタル玩具の企画・開発力及びバンダイの強みである男児女児の定番玩具の企画・デザイン力を最大限に活かし、IP創出力の強化、企画力の向上を実現し、当社及びバンダイナムコグループの企業価値の向上を図ることを計画しているとのことです。

なお、本取引後における、当社との間の業務提携の基本方針及び当社の経営体制の概要については、以下のとおりです。

(i) 業務提携の基本方針

公開買付者等及び当社は、両社の業務提携の基本方針として、以下の内容を確認しています。

- (a) 当社は、オリジナル玩具事業からは撤退し、バンダイ玩具の企画開発機能に特化する。
- (b) 当社とバンダイの連携体制を構築の上、当社の強みであるデジタル玩具の企画開発力を強化し、「収益の安定化」と「企画会社としての成長」を目指す。

(ii) 経営体制の概要

公開買付者等及び当社は、本取引後の当社の経営について、以下のような体制を発足させることを確認しています。

- (a) 当社の取締役は5名とし、公開買付者が指名する。但し、本取引後最初の1年間は、当社の取締役のうち3名を公開買付者が指名し、2名を当社が指名する。
- (b) 当社の代表取締役は、公開買付者が指名した取締役から選任する。
- (c) 監査役会は廃止し、監査役は公開買付者が指名する者とする。

なお、新体制の発足に伴い、当社の現経営陣が退任する（公開買付者又は当社に当社の取締役又は監査役として指名される）かは未定です。

③ 第二回公開買付価格の決定

当社は、公開買付者より、第二回公開買付価格の決定につき、以下の説明を受けております。

公開買付者は、第二回公開買付価格の決定にあたり、公開買付者及び当社から独立した第三者算定機関であるPwCアドバイザリー合同会社（以下、「PwC」といいます。）に対し、当社株式の価値算定を依頼し、平成28年3月8日付で取得した当社株式の価値に関する株式価値算定書（以下、「公開買付者株式価値算定書」といいます。）を参考としているとのことです。

PwCは、当社株式の価値を算定するにあたり、当社の財務状況、当社株式の市場株価の動向等について検討を行った上で、多面的に評価することが適切であると考え、市場株価基準方式及びディスカунテッド・キャッシュ・フロー方式（以下、「DCF方式」といいます。）の各手法を用いて当社株式の価値算定を行ったとのことです。なお、公開買付者は、PwCから第二回公開買付価格の公正性に関する意見書（フェアネス・オピニオン）を取得していないとのことです。また、PwCは、第一回公開買付価格については意見を求められておらず、一切分析を行っていないとのことです。

公開買付者株式価値算定書によると、採用した手法及び当該手法に基づいて算定された当社株式1株当たりの株式価値の範囲は以下のとおりとのことです。

市場株価基準方式 : 353円～446円  
DCF方式 : 520円～576円

市場株価基準方式では、平成28年3月8日を算定基準日として、当社株式のJASDAQにおける算定基準日の終値410円並びに算定基準日までの1ヶ月間及び3ヶ月間における株価終値平均値（1ヶ月間：353円、3ヶ月間：374円）及び出来高加重平均値（1ヶ月間：446円、3ヶ月間：435円）を分析した上で、当社株式の1株当たりの株式価値の範囲は、353円から446円までと算定して

いるとのこととです。

DCF方式では、当社が作成した平成28年5月期から平成33年5月期までの事業計画に基づき、当社が平成28年5月期第3四半期以降創出すると見込まれるフリー・キャッシュ・フローを、一定の割引率で現在価値に割り引いて当社の企業価値や株式価値を分析し、当社株式の1株当たりの株式価値の範囲を520円から576円までと算定しているとのこととです。

公開買付者は、PwCから取得した公開買付者株式価値算定書の算定結果に加え、公開買付者において実施した当社に対するデュー・ディリジェンスの結果、過去の発行者以外の者による株券等の公開買付けの事例において買付け等の価格決定の際に付与されたプレミアムの実例、当社の取締役会による本件両公開買付けへの賛同の可否、当社株式の直近における市場株価の動向及び第二回公開買付けに対する応募の見通し等を総合的に勘案し、かつ、当社との協議・交渉の結果等も踏まえ、最終的に平成28年3月9日開催の取締役会において、第二回公開買付け価格を1株当たり560円とすることを決定したとのこととです。

なお、第二回公開買付け価格である当社株式1株当たり560円は、本件公表日の前営業日である平成28年3月8日（以下、「本基準日」といいます。）の当社株式のJASDAQにおける終値410円に対して36.6%（小数点以下第二位を四捨五入。以下、プレミアム率及びディスカウント率の数値において同じです。）、本基準日までの過去1ヶ月間の終値平均値353円に対して58.6%、本基準日までの過去3ヶ月間の終値平均値374円に対して49.7%及び本基準日までの過去6ヶ月間の終値平均値427円に対して31.1%のプレミアムを加えた金額となります。

第二回公開買付け価格は、第一回公開買付け価格145円に比べて415円（286.2%）高い560円となります。第二回公開買付け価格は、当社の一般株主の皆様が市場価格にプレミアムが付された価格での売却機会を提供することを目的として、当社との間で、これらの株主の皆様が所有する当社株式を、第一回公開買付け価格とは異なる価格にて取得することについて検討し、当社との間で交渉した結果の価格であり、第一回公開買付け価格と第二回公開買付け価格が異なるのは、公開買付者とそれぞれ別の相手方との交渉を経て決められた価格であること、当社の更なる成長のためには、本取引を通じて公開買付者との一体経営を実現することが有用であるとの考えのもと、本取引の実現に大株主として協力する観点から、第一回公開買付け応募株主が、他の当社の株主の皆様に対して公開買付者が提示する価格より低い価格でその所有する当社株式を売却する意向を有しており、第一回公開買付け応募株主が受け取る当社株式1株当たりの対価が他の当社の株主の皆様が受け取る対価よりも低くなることを了解したことによるものであるとのこととです。

#### ④ 当社における意思決定の過程及び理由

上記「② 公開買付者が本件両公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本件両公開買付け後の経営方針」に記載のとおり、当社は、公開買付者との資本業務提携が最も企業価値の向上に資する可能性があるとの理由から10月提携提案を再検討することとし、平成28年1月中旬に、公開買付者に対して、協議再開を申し入れました。その後、当社は、本件両公開買付けにあたり、数社の候補先を選出のうえ、これまでの公開買付けに関わる実績、信用力等を総合的な側面から勘案し、株式会社みずほ銀行（以下、「みずほ銀行」といいます。）を財務アドバイザー及び第三者算定機関として選定いたしました。

みずほ銀行と、当社及び公開買付者との間では、それぞれ通常の銀行取引が生じております。しかしながら、みずほ銀行は、本件両公開買付けに関する非公開情報に関しては、通常の銀行取引を担当する営業部等ファイナンス部門（みずほ銀行が属するグループ内の他社を含みます。）との間で情報遮断措置を実施した上で、独立した立場で財務アドバイザー又は第三者算定機関としての業務を行っております。また、当社は、当社から独立した法務アドバイザーとして伊藤見富法律事務所を選任しました。さらに、当社は、下記「(6) 買付け等の価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本件両公開買付けの公正性を担保するための措置」の「① 当社における独立委員会の設置及び意見の入手」に記載のとおり、独立委員会を設置しました。



当社は、みずほ銀行及び伊藤見富法律事務所による助言を受けつつ、当社の企業価値については株主共同の利益の観点から、本件両公開買付けの買付条件の妥当性及び本取引における一連の手の公正性とといった点について慎重に検討を行うとともに、公開買付者との間で、本取引の目的、本取引後の経営方針、本取引の諸条件等に関する協議及び交渉を重ねました。

その上で、当社は、下記「(6) 買付け等の価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本件両公開買付けの公正性を担保するための措置」の「② 当社における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得」に記載のとおり、公開買付者及び当社の関連当事者に該当せず、公開買付者及び当社から独立した第三者算定機関であるみずほ銀行に対し、当社の株式価値の算定を依頼し、みずほ銀行より、平成 28 年 3 月 8 日付で、当社株式価値に関する株式価値算定書（以下「当社算定書」といいます。）を取得しました。なお、当社は、みずほ銀行から、第二回公開買付け価格の公正性に関する意見書（フェアネス・オピニオン）は取得していません。また、みずほ銀行は、第一回公開買付け価格については意見を求められておらず、一切分析を行っていません。

また、当社は、下記「(6) 買付け等の価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本件両公開買付けの公正性を担保するための措置」の「① 当社における独立委員会の設置及び意見の入手」に記載のとおり、平成 28 年 3 月 8 日に、独立委員会から、(i) 本取引による当社の企業価値の向上、(ii) 公開買付け価格その他本取引において少数株主に交付されることが予定されている対価の公正性、及び(iii) 本取引の手続公正性の観点から、本取引が当社の少数株主にとって不利益なものでないことを内容とする答申書（以下、「本答申書」といいます。）の提出を受けました。

その上で、当社は、本件両公開買付けを含む本取引の諸条件、当社算定書の内容等を慎重に検討し、また、上記の独立委員会の答申を最大限尊重した上で、平成 28 年 3 月 9 日開催の当社の取締役会において、以下の判断をいたしました。

本取引は、当社にとってこれまで最大の顧客であり、共同で企画・開発を進めてきたバンダイの親会社である公開買付者による当社の完全子会社化であるため、(i) 本取引により当社は、当社の企業活動の核となる能力である企画・開発力を十分に発揮できること、(ii) 本取引により、当社及びバンダイの両社で保有する IP の展開及び創出力の発現が最も効果的に図れること、(iii) 子会社化による組織の再構築等による人的資源の効果的な運用が可能となること、及び(iv) 当社を非上場化することで、上場維持に係る業務及び費用が軽減され、当社の意思決定の迅速性・柔軟性を確保することが可能となることから、本取引を行うことによって、公開買付者等と当社の事業におけるシナジーが実現でき、本取引は当社の企業価値向上に寄与するとの判断に至りました。

また、第二回公開買付け価格については、(i) 本基準日の当社株式の JASDAQ における終値 410 円に対して 36.6%、本基準日までの過去 1 ヶ月間の終値平均値 353 円に対して 58.6%、本基準日までの過去 3 ヶ月間の終値平均値 373 円に対して 50.1%及び本基準日までの過去 6 ヶ月間の終値平均値 427 円に対して 31.1%のプレミアムを加えた金額となっており、同種の案件（完全子会社化を前提とした公開買付け案件）と比べても遜色のない水準と考えられること、(ii) 第二回公開買付け価格 560 円は、第一回公開買付け応募株主が応募する予定である第一回公開買付けにおける第一回公開買付け価格よりも 415 円（286.2%）高い金額であること、(iii) 下記「(6) 買付け等の価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本件両公開買付けの公正性を担保するための措置」に記載の利益相反を解消するための措置が採られた上で、当社と公開買付者の間で独立当事者間の取引における協議・交渉と同等の協議・交渉が行われた上で決定された価格であることから、(i) から(iii) までを踏まえ、平成 28 年 3 月 9 日時点においては、第二回公開買付けは、当社の株主の皆様に対して合理的な株式の売却の機会を提供するものであり、応募を推奨すべきであると判断しました。

当社は、平成 28 年 3 月 9 日開催の取締役会において、以上の各判断に基づき、同日時点においては、第二回公開買付けが実施された場合には、第二回公開買付けに賛同し、かつ、当社の株主の皆様に対して第二回公開買付けに応募することを推奨する旨の意見を表明すべきと考える旨を決議いたしました。

そして、当社の取締役会は、本日開催された取締役会において、第一回公開買付けの開始から本日時点までの状況を考慮しましたが、当社算定書や本答申書に影響を与える前提事実の変更はなく、当社算定書及び本答申書は引き続き有効であると判断しました。当社の取締役会は、同日、第一回公開買付け

の開始にあたっての第二回公開買付けに関する当社の判断を変更する事情は特段ないと考えるため、同判断を維持し、改めて第二回公開買付けに賛同し、かつ、当社株式を所有する株主の皆様に対して第二回公開買付けに応募することを推奨する旨の意見を表明することを決議いたしました。

### (3) 算定に関する事項

#### ① 算定機関の名称並びに上場会社及び公開買付者との関係

当社は、公開買付者から提示された第二回公開買付価格を検討し、第二回公開買付けに関する意見を決定するにあたり、公正性を担保するための措置として、当社及び公開買付者から独立した第三者算定機関であるみずほ銀行に当社株式の株式価値の算定を依頼し、平成28年3月8日付で当社算定書を取得いたしました。当社は、本件両公開買付けにあたり、数社の候補先を選出のうえ、これまでの公開買付けに関わる実績、信用力等を総合的な側面から勘案し、みずほ銀行を財務アドバイザー及び第三者算定機関として選定いたしました。

みずほ銀行と、当社及び公開買付者との間では、それぞれ通常の銀行取引が生じております。しかしながら、みずほ銀行は、本件両公開買付けに関する非公開情報に関しては、通常の銀行取引を担当する営業部等ファイナンス部門（みずほ銀行が属するグループ内の他社を含みます。）との間で情報遮断措置を実施した上で、独立した立場で財務アドバイザー又は第三者算定機関としての業務を行っております。なお、当社は、みずほ銀行から第二回公開買付価格の公正性に関する意見（フェアネス・オピニオン）は取得しておりません。さらに、みずほ銀行は、第一回公開買付価格については意見を求められておらず、一切分析を行っておりません。

#### ② 算定の概要

みずほ銀行は、当社株式の株式価値を算定するにあたり、当社から事業の現状及び将来の事業計画等の開示を得るとともに、それらに関する説明を受け、当社の株式価値を分析しております。みずほ銀行は、複数の株式価値算定手法の中から当社株式の株式価値算定にあたり採用すべき算定手法を検討の上、当社が継続企業であるとの前提の下、当社株式の価値について多面的に評価することが適切であるとの考えに基づき、市場株価法及びディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（以下、「DCF法」といいます。）の各手法を用いて、当社株式の株式価値を算定しています。当該手法に基づいて算定された当社株式1株当たりの株式価値の範囲は以下のとおりです。

市場株価法 : 353円～457円

DCF法 : 452円～611円

市場株価法は、市場株価を基礎として株式価値を算定する方式であり、証券取引所における上場会社の市場株価は、多数の投資家の参加により形成される価格であり、会社の資産内容、収益力、将来性等の様々な要素が反映された、最も客観的な価格であると考えられ、当社はJASDAQに上場していることから、みずほ銀行は市場株価法を採用することとし、市場株価法では、平成28年3月8日を基準日として、JASDAQにおける当社株式の基準日終値410円、直近1ヶ月間の終値単純平均値353円、直近3ヶ月間の終値単純平均値373円及び直近6ヶ月間の終値単純平均値427円並びに直近1ヶ月間の出来高加重平均値445円、直近3ヶ月間の出来高加重平均値435円及び直近6ヶ月間の出来高加重平均値457円を分析した上で、当社株式の1株当たりの株式価値の範囲を353円から457円までと分析しております。

DCF法は、企業が将来の一定期間に獲得するであろうフリー・キャッシュ・フローを、リスクを考慮した適切な割引率によって現在価値に還元したものを事業価値とし、これに事業外資産や有利子負債等を考慮することにより企業価値及び株式価値を算定する方式であり、収益性の観点に基づく算定手法

を考慮することが必要であると考えられるところ、DCF法はゴーイング・コンサーン（永続的存在）としての企業の今後の収益力に注目した動的な算定手法といえ、特にM&Aにおける株式価値の算定手法としては一般的であることから、みずほ銀行はDCF法を採用することとし、DCF法では、当社の事業計画における収益や投資計画、一般に公開された情報等の諸要素等を前提として、平成28年5月期以降（但し、平成28年5月期については、平成27年12月から平成28年5月までの6ヶ月間。）に当社が創出すると見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いて当社の企業価値や株式価値を分析し、当社株式の1株当たりの株式価値の範囲を452円から611円までと分析しております。

なお、DCF法による算定の基礎となった当社の事業計画は以下のとおりであり、対前年度比較において大幅な増益を見込んでいる事業年度が含まれておりますが、事業年度毎の主な変動要因は以下のとおりとなります。

平成29年5月期は、売上高が前期比で1.2倍程度増加しておりますが、これは、①大手玩具会社向けの売上高において、主な製品シリーズ売上が前期2シリーズだったところ、3シリーズに増えること、②当社の持分法適用会社であるピップ&ウィズ株式会社との介護ロボット事業の取組みが本格始動し始めること、③海外アニメ会社とのIP創出によるライセンスビジネスの取組みが始まり収益に寄与し始めること、及び④その他のOEM製品受注（国内外）による売上高の増加を見込んでいるためであり、その結果、営業利益も黒字に転じると見込んでおります。

平成30年5月期は、売上高が前期比で1.1倍程度増加しておりますが、営業利益は倍増を見込んでおります。この営業利益の増加は、利益率の高い海外アニメ会社との取組みによる売上高を前期比で3倍程度見込んでいるためです。

平成31年5月期は、売上高が前期比で1.2倍程度増加しておりますが、これは、①大手玩具会社向けの売上高は2割程度減少するものの、②介護ロボット事業の売上高が伸長（前期比約1.4倍）し、③平成31年5月期より海外アニメ会社との取組みとして、ライセンスビジネスに加えて、企画・開発・品質管理受託が開始されることから、海外アニメ会社との売上高が拡大（前期比約6倍）することが見込まれるためであり、その結果、営業利益も前期比で1.5倍程度増加すると見込んでおります。

平成32年5月期及び平成33年5月期は、売上高がそれぞれ前期比で微増、営業利益はそれぞれ前期比で1.2～1.3倍程度増加しておりますが、これは高齢化社会の進行を視野に入れた介護ロボット事業の伸長を見込んでいるためです。また、DCF法による算定の基礎となった事業計画は、本取引の実行を前提としたものではなく、したがって、本取引実行後の各種施策の効果等を考慮しておりません。

（単位：百万円）

	平成28年 5月期（注）	平成29年 5月期	平成30年 5月期	平成31年 5月期	平成32年 5月期	平成33年 5月期
売上高	762	1,400	1,560	1,850	1,950	2,200
営業利益	137	38	76	114	152	190

（注）平成28年5月期については、平成27年12月から平成28年5月までの6ヶ月間のものです。

なお、当社の取締役会は、第一回公開買付けの開始から現時点までの状況を考慮しましたが、当社算定書に影響を与える前提事実の変更はなく、当社算定書は引き続き有効であると考えております。

#### （4）上場廃止となる見込み及びその事由

当社株式は、平成28年4月14日現在、JASDAQに上場されていますが、公開買付者は、本件両公開買付けにおいて買付け等を行う株券等の数に上限を設定していないとのことですので、本件両公開買付けの結果次第では、JASDAQの定める上場廃止基準に従って、当社株式は、所定の手続きを経て上場廃止となる可能性があります。また、本件両公開買付けの成立時点で当該基準に該当しない場合

でも、下記「(5) 本件両公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載のとおり、本完全子会社化手続き（下記「(5) 本件両公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」において定義します。）を実施した場合には、JASDAQの上場廃止基準に従い、当社株式は所定の手続きを経て上場廃止になります。なお、当社株式が上場廃止となった場合は、当社株式をJASDAQにおいて取引することはできません。

(5) 本件両公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）

当社は、公開買付者より、本件両公開買付け後の組織再編等の方針につき、以下の説明を受けております。

公開買付者は、最終的には当社株式の全てを取得することを目的として、本件両公開買付けを実施しますが、本件両公開買付けにおいて当社株式の全てを取得できなかった場合には、公開買付者は、第二回公開買付け成立後に、以下の方法により、公開買付者が当社の発行済株式の全てを取得するための手続き（以下、「本完全子会社化手続き」といいます。）を実施することを予定しているとのことです。

公開買付者は、本件両公開買付けの成立により、その保有する当社の議決権の合計数が当社の総株主の議決権の数の90%以上となり、公開買付者が会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下、「会社法」といいます。）第179条第1項に規定する特別支配株主となる場合には、第二回公開買付けの決済の完了後速やかに、会社法第2編第2章第4節の2の規定により、当社の株主（当社及び公開買付者を除きます。）の全員に対し、その所有する当社株式の全部を売り渡すことを請求（以下、「本株式売渡請求」といいます。）することを予定しているとのことです。

本株式売渡請求においては、当社株式1株当たりの対価として、第二回公開買付価格と同額の金銭を当社の株主（当社及び公開買付者を除きます。）に対して交付することを定める予定とのことです。この場合、公開買付者は、その旨を当社に通知し、当社に対し本株式売渡請求の承認を求めるとのことです。当社がその取締役会決議により本株式売渡請求を承認した場合には、関係法令の定める手続きに従い、当社の株主の個別の承諾を要することなく、公開買付者は、本株式売渡請求において定めた取得日をもって、当社の株主（当社及び公開買付者を除きます。）の全員が所有する当社株式の全部を取得します。そして、当該各株主の所有していた当社株式1株当たりの対価として、公開買付者は、当該各株主に対し、第二回公開買付価格と同額の金銭を交付する予定とのことです。なお、平成28年4月14日時点においては、公開買付者より本株式売渡請求をしようとする旨の会社法第179条の2第1項各号の事項について通知を受けた場合には、当社の取締役会は、公開買付者による本株式売渡請求を承認する予定です。

本株式売渡請求に関連する少数株主の権利保護を目的とした会社法上の規定として、会社法第179条の8その他関係法令の定めに従って、本件両公開買付けに応募しなかった当社の株主は、裁判所に対して当該株式の売買価格の決定の申立てを行うことができる旨が定められています。なお、上記申立てがなされた場合の売買価格は、最終的には裁判所が判断することになります。

他方で、本件両公開買付けの成立後、公開買付者の保有する当社の議決権の合計数が当社の総株主の議決権の数の90%未満である場合には、公開買付者は、当社株式の併合（以下、「本株式併合」といいます。）を行うこと及び本株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款変更を行うことを平成28年8月に開催が予定されている当社の第30回定時株主総会（以下、「本株主総会」といいます。）の付議議案とすることを当社に要請する予定とのことです。なお、公開買付者は、本株主総会において当該各議案に賛成する予定とのことです。本株主総会において本株式併合の議案についてご承認いただいた場合には、当社の株主の皆様は、本株式併合がその効力を生じる日において、本株式併合をすることにより株式の数に1株に満たない端数が生じるときは、当社の株主の皆様に対して、会社法第235条その他の関係法令の定める手続きに従い、当該端数の合計数（合計した数に1株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。以下同じです。）に相当する当社株式を当社又は公開買付者に売却すること等によって得られる金銭が交付されることになります。当該端数の合計数に相当する当社株式の売却価格については、当該売却の結果、本件両公開買付けに応募されな

かった当社の株主の皆様へに交付される金銭の額が、第二回公開買付価格に当該各株主が所有していた当社株式の数を乗じた価格と同一となるよう算定した上で、裁判所に対して任意売却許可の申立てを行うことを当社に要請する予定とのことです。

本株式併合の割合は、平成 28 年 4 月 14 日現在において未定ですが、公開買付者のみが当社株式の全てを所有することとなるよう、本件両公開買付けに応募されなかった当社の株主（公開買付者を除きます。）の皆様が所有する当社株式の数が 1 株に満たない端数となるように決定する予定とのことです。なお、本株主総会において本株式併合の議案が否決された場合には、本株式併合は実行されないこととなります。

また、本株式併合に関連する少数株主の権利保護を目的とした会社法上の規定として、本株式併合がなされた場合であって、本株式併合をすることにより株式の数の 1 株に満たない端数が生じるときは、会社法第 182 条の 4 及び第 182 条の 5 その他の関係法令の定めに従い、当社の株主は、当社に対し、自己の所有する株式のうち 1 株に満たない端数となるものの全部を公正な価格で買い取ることを請求することができる旨及び裁判所に対して当社株式の価格決定の申立てを行うことができる旨が定められています。上記のとおり、本株式併合においては、本件両公開買付けに応募されなかった当社の株主（公開買付者を除きます。）の皆様が保有する当社株式の数は 1 株に満たない端数となる予定とのことです。本株式併合に反対する当社の株主は、会社法第 182 条の 4 及び第 182 条の 5 その他の関係法令の定めに従い、価格決定の申立てを行うことができることになる予定です。なお、上記申立てがなされた場合の買取価格は、最終的には裁判所が判断することになります。

上記各手続きについては、関係法令の改正や、関係法令についての当局の解釈等の状況、本件両公開買付け後の公開買付者の株券等所有割合及び公開買付者以外の当社の株主の当社株式の所有状況等によっては、実施に時間を要し、又はそれと概ね同等の効果を有するその他の方法に変更する可能性があるとのことです。

但し、その場合でも、本件両公開買付けに応募されなかった当社の各株主（当社及び公開買付者を除きます。）に対しては、最終的に金銭を交付する方法が採用される予定であり、その場合に当該各株主に交付される金銭の額については、第二回公開買付価格に当該各株主が所有していた当社株式の数を乗じた価格と同一となるよう算定する予定とのことです。以上の場合における具体的な手続き及びその実施時期等については、当社と協議の上、決定次第、当社が速やかに公表する予定です。

なお、本件両公開買付けは、本株主総会における当社の株主の皆様への賛同を勧誘するものではありません。加えて、本件両公開買付けへの応募又は上記の各手続きにおける税務上の取扱いについては、当社の株主の皆様が自らの責任にて税務専門家にご確認ください。

(6) 買付け等の価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本件両公開買付けの公正性を担保するための措置

公開買付者は、第一回公開買付けにおいて当社の主要株主である筆頭株主及び大株主であった第一回公開買付け応募株主が公開買付者との間で第一回公開買付け応募株式（所有株式数の合計：1,695,600 株、株式所有割合：55.02%）全てについて第一回公開買付けに応募する旨の公開買付応募契約書（以下、「第一回公開買付け応募契約」といいます。）を締結しているところ、当社の取締役 5 名のうち 3 名が第一回公開買付け応募契約を締結していることに加え、第一回公開買付けが成立した場合には、その後の第二回公開買付け及び当社の完全子会社化手続きが一連の行為として第一回公開買付けと一体のものとみなされることに照らし、公開買付者及び当社は本件両公開買付けの公正性を担保するための措置（第二回公開買付価格の公正性を担保するための措置を含みます。）及び利益相反を回避するための措置等として、以下に述べる措置を講じております。

以下の記載のうち公開買付者に関連する部分は、公開買付者からの説明に基づいて記載しております。

① 当社における独立委員会の設置及び意見の入手

当社は、平成 28 年 2 月 17 日付取締役会において、本取引に係る当社の意思決定過程の恣意性を排除

し、公正性、透明性及び客観性のある意思決定過程を確立することを目的として、当社、第一回公開買付け応募株主及び公開買付者からの独立性が高い、山下章太氏（公認会計士、かえで監査法人）、三木誠氏（当社社外取締役、独立役員）及び大島忠氏（当社社外監査役、独立役員）の3名から構成される独立委員会を設置し、独立委員会に対し、(i)本取引による当社の企業価値の向上、(ii)公開買付価格その他本取引において少数株主に交付されることが予定されている対価の公正性、及び(iii)本取引の手續の公正性の観点から、本取引が当社の少数株主にとって不利益なものでないか（以下、「本件諮問事項」といいます。）について諮問いたしました。なお、当社は、当初から上記の3氏を独立委員会の委員として選定しており、独立委員会の委員を変更した事実はありません。

独立委員会は、平成28年2月22日から平成28年3月8日までの間、合計で4回開催され、本件諮問事項について検討を行いました。かかる独立委員会における検討に際しては、(i)公開買付者による本取引の目的や本取引後の経営方針等についての説明が求められ、これについての質疑応答が行われたこと、(ii)当社に対し、本取引の目的や本取引により向上することが見込まれる当社の企業価値の具体的内容等についての説明が求められ、これについての質疑応答が行われたこと、(iii)みずほ銀行による株式価値算定の結果についての説明が求められ、これについての質疑応答が行われたこと、(iv)本取引に係る関連資料等が提出されたこと等により、本取引に関する情報収集が行われております。

独立委員会は、これらの検討を前提として、平成28年3月8日に、当社の取締役会に対して、(i)本取引による当社の企業価値の向上、(ii)公開買付価格その他本取引において少数株主に交付されることが予定されている対価の公正性、及び(iii)本取引の手續の公正性の観点から、本取引が当社の少数株主にとって不利益なものでないことを内容とする本答申書を提出しました。

独立委員会から受領した本答申書によれば、独立委員会が（特に第二回公開買付けとの関係で）上記の答申を行うにあたり考慮した主要な要素は以下のとおりであるとのことです。

(i) 本取引による当社の企業価値向上について、当社及び公開買付者から、前記「(2) 第二回公開買付けに関する意見の根拠及び理由」の「②公開買付者が本件両公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本件両公開買付け後の経営方針」に記載の内容等の説明を受けたが、かかる説明内容に特段不合理な点は認められず、本取引によって当社の企業価値が向上するとの当社及び公開買付者の判断に特段の不合理はないものとする。

(ii) 第二回公開買付価格については、(a) 当社は、公開買付者及び当社から独立した第三者算定機関であるみずほ銀行に当社株式の価値算定を依頼し、平成28年3月8日付で当社算定書を取得しており、当社算定書においては、当社の1株当たりの株式価値を、市場株価法では353円～457円、DCF法では452円～611円と算定しており、この株式価値の算定につき、みずほ銀行が独立委員会に行った説明において、特に不合理な点は認められなかったこと、加えて、みずほ銀行が株式価値を算定するにあたり前提とした事業計画その他各種の変数等について、第二回公開買付価格が不合理に低く算定されるような前提を置いたというような事実は見当たらなかったこと、(b) 本基準日の当社株式のJASDAQにおける終値410円に対して36.6%、本基準日までの過去1ヶ月間の終値平均値353円に対して58.6%、本基準日までの過去3ヶ月間の終値平均値373円に対して50.1%及び本基準日までの過去6ヶ月間の終値平均値427円に対して31.1%のプレミアムを加えた金額となっており、同種の案件（完全子会社化を前提とした公開買付け案件）と比べても遜色のない水準と考えられること、(c) 第二回公開買付価格は、第一回公開買付け応募株主が応募する予定である第一回公開買付けにおける第一回公開買付価格よりも415円（286.2%）高い金額であること、(d) 利益相反を解消するための措置が採られた上で、当社と公開買付者間で独立当事者間の取引における協議・交渉と同等の協議・交渉が行われた上で決定された価格であることから、公正な価格であるとする。

本件両公開買付けにおいて当社株式の全てを取得できなかった場合に実施することが予定されている、株式等売渡請求又は当社株式の併合その他の方法による本完全子会社化手続きにおいては、少数株主に交付されることになる金銭の額が、第二回公開買付価格に当該各株主が保有していた当社株式の数を乗じた価格と同一となるよう算定されることが予定されており、かかる予定は本件両公開買付けの過程において説明・開示されるとのことであることから、当該金銭の額については、第二回公開買付価格と同様の考え方により、公正性が担保された額であるとする。

(iii) 本取引の手続について、(a) 本取引に係る意思決定過程の恣意性を排除し、公正性、透明性及び客観性のある意思決定過程を確立することを目的として、独立委員会を設置し、本答申書を参考とし、平成 28 年 3 月 9 日開催予定の当社の取締役会で決議する予定であること、(b) 当社の取締役のうち、創業者株主、嶋崎章氏及び横井憲治氏の 3 名は、公開買付者との間で、その所有する当社株式について第一回公開買付けに応募する旨の第一回公開買付け応募契約を締結していることに鑑み、平成 28 年 3 月 9 日開催予定の当社取締役会においては、二段階の決議を行うこととし、利益相反の疑いを回避する観点から、まず、創業者株主、嶋崎章氏及び横井憲治氏以外の 2 名の取締役において審議の上、両名による決議を行った後、さらに、会社法第 369 条に定める取締役会の定足数を考慮し、嶋崎章氏及び横井憲治氏を加えた当社の 4 名の取締役にて改めて審議し、決議を行う予定であること、(c) 第二回公開買付価格につき、利益相反を解消するための措置が採られた上で、当社と公開買付者の間で独立当事者間の取引における協議・交渉と同等の協議・交渉が行われたこと、(d) 公開買付者及び当社から独立した第三者算定機関であるみずほ銀行に当社の株式価値の算定を依頼し、平成 28 年 3 月 8 日付で当社算定書を取得したこと、並びに (e) 公開買付者及び当社から独立した当社の法務アドバイザーである伊藤見富法律事務所から、本取引における意思決定過程、意思決定方法その他の留意点について法的助言を受けていることという措置を講じており、当社は、本取引の手続について、公正性を担保するために慎重かつ十分な対応をしているものとする。

なお、当社の取締役会は、第一回公開買付けの開始から現時点までの状況を考慮しましたが、本答申書に影響を与える前提事実の変更はなく、本答申書は引き続き有効であると考えております。

#### ② 当社における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

当社は、公開買付者から提示された第二回公開買付価格を検討し、第二回公開買付けに関する意見を決定するにあたり、公正性を担保するための措置として、当社及び公開買付者から独立した第三者算定機関であるみずほ銀行に当社株式の株式価値の算定を依頼し、平成 28 年 3 月 8 日付で、当社株式価値に関する当社算定書を取得しました。当社算定書の概要は、上記「(3) 算定に関する事項」をご参照ください。なお、当社は、本件両公開買付けにあたり、数社の候補先を選出のうえ、これまでの公開買付けに関わる実績、信用力等を総合的な側面から勘案し、みずほ銀行を財務アドバイザー及び第三者算定機関として選定いたしました。みずほ銀行と、当社及び公開買付者との間では、それぞれ通常の銀行取引が生じております。しかしながら、みずほ銀行は、本件両公開買付けに関する非公開情報に関しては、通常の銀行取引を担当する営業部等ファイナンス部門（みずほ銀行が属するグループ内の他社を含みます。）との間で情報遮断措置を実施した上で、独立した立場で財務アドバイザー又は第三者算定機関としての業務を行っております。また、当社は、みずほ銀行から、第二回公開買付価格の公正性に関する意見書（フェアネス・オピニオン）は取得しておりません。さらに、みずほ銀行は、第一回公開買付価格については意見を求められておらず、一切分析を行っておりません。

なお、当社の取締役会は、第一回公開買付けの開始から現時点までの状況を考慮しましたが、当社算定書に影響を与える前提事実の変更はなく、当社算定書は引き続き有効であると考えております。

#### ③ 当社における独立した法律事務所からの助言

当社は、その意思決定過程における透明性及び合理性を確保するため、公開買付者及び当社から独立した当社の法務アドバイザーである伊藤見富法律事務所から、本取引における意思決定過程、意思決定方法及びその他の留意点について法的助言を受けております。

#### ④ 利害関係を有しない取締役全員の承認及び監査役全員の同意

当社は、本件両公開買付けを含む本取引の諸条件、当社算定書の内容等を慎重に検討し、また、上記の独立委員会の答申を最大限尊重した上で、平成 28 年 3 月 9 日開催の当社の取締役会において、以下の判断をいたしました。

本取引は、当社にとってこれまで最大の顧客であり、共同で企画・開発を進めてきたバンダイの親会社である公開買付者による当社の完全子会社化であるため、(i) 本取引により当社は、当社の企業活動の核となる能力である企画・開発力を十分に発揮できること、(ii) 本取引により、当社及びバンダイの

両社で保有するIPの展開及び創出力の発現が最も効果的に図れること、(iii)子会社化による組織の再構築等による人的資源の効果的な運用が可能となること、及び(iv)当社を非上場化することで、上場維持に係る業務及び費用が軽減され、当社の意思決定の迅速性・柔軟性を確保することが可能となることから、本取引を行うことによって、公開買付者等と当社の事業におけるシナジーが実現でき、本取引は当社の企業価値向上に寄与するとの判断に至りました。

また、第二回公開買付価格については、(i)本基準日の当社株式のJASDAQにおける終値410円に対して36.6%、本基準日までの過去1ヶ月間の終値平均値353円に対して58.6%、本基準日までの過去3ヶ月間の終値平均値373円に対して50.1%及び本基準日までの過去6ヶ月間の終値平均値427円に対して31.1%のプレミアムを加えた金額となっており、同種の案件(完全子会社化を前提とした公開買付け案件)と比べても遜色のない水準と考えられること、(ii)第二回公開買付価格560円は、第一回公開買付け応募株主が応募する予定である第一回公開買付けにおける第一回公開買付価格よりも415円(286.2%)高い金額であること、(iii)前記「(6)買付け等の価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本件両公開買付けの公正性を担保するための措置」に記載の上記利益相反を解消するための措置が採られた上で、当社と公開買付者の間で独立当事者間の取引における協議・交渉と同等の協議・交渉が行われた上で決定された価格であることから、(i)から(iii)までを踏まえ、平成28年3月9日時点においては、第二回公開買付けは、当社の株主の皆様に対して合理的な株式の売却の機会を提供するものであり、応募を推奨すべきであると判断しました。

当社は、平成28年3月9日開催の取締役会において、以上の各判断に基づき、同日時点においては、第二回公開買付けが実施された場合には、第二回公開買付けに賛同し、かつ、当社の株主の皆様に対して第二回公開買付けに応募することを推奨する旨の意見を表明すべきと考える旨を決議いたしました。

そして、当社は、平成28年4月14日に開催された取締役会において、第一回公開買付けの開始にあたっての第二回公開買付けに関する当社の判断を変更する事情は特段ないと考えるため、同判断を維持し、改めて第二回公開買付けに賛同し、かつ、当社株式を所有する株主の皆様に対して第二回公開買付けに応募することを推奨する旨の意見を表明することを決議いたしました。

平成28年3月9日及び同年4月14日に開催された当社の前記両取締役会においては、当社の取締役のうち、創業者株主、嶋崎章氏及び横井憲治氏が公開買付者との間で、その所有する当社株式について第一回公開買付けに応募する旨の第一回公開買付け応募契約を締結していることに鑑み、二段階の決議を行うこととし、利益相反の疑いを回避する観点から、まず、当社の取締役5名のうち、創業者株主、嶋崎章氏及び横井憲治氏以外の2名の取締役において審議の上、その全員一致で上記の決議をそれぞれ行った後、さらに、会社法第369条に定める取締役会の定足数を考慮し、嶋崎章氏及び横井憲治氏を加えた当社の4名の取締役にて改めて審議し、その全員一致で上記意見を表明する旨の決議を行いました。

また上記両取締役会には、当社の監査役3名が出席し、当社の取締役会が上記の意見表明を行うことにつき異議がない旨の意見を述べております。

⑤ 公開買付者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

公開買付者は、前記「(2) 本件両公開買付けに関する意見の根拠及び理由」「③第二回公開買付価格の決定」に記載のとおり、第二回公開買付価格の検討に際して、PwC から公開買付者株式価値算定書を取得しているとのことです。

4. 公開買付者と当社の株主・取締役等との間における本公開買付けへの応募に係る重要な合意に関する事項  
該当事項はありません。
5. 公開買付者又はその特別関係者による利益供与の内容  
該当事項はありません。
6. 会社の支配に関する基本方針に係る対応方針  
該当事項はありません。



7. 公開買付者に対する質問

該当事項はありません。

8. 公開買付期間の延長請求

該当事項はありません。

9. 今後の見通し

本公開買付け後の方針等については、前記「3. 第二回公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(2) 第二回公開買付けに関する意見の根拠及び理由」「②公開買付者が本件両公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本件両公開買付け後の経営方針」「(イ) 本件両公開買付け後の経営方針」をご参照ください。

また、第二回公開買付けが当社の業績に与える影響については、公表すべき事項が生じた場合には速やかに開示いたします。

10. 支配株主との取引等に関する事項

(1) 支配株主との取引等の該当性及び少数株主の保護の方策に関する指針への適合状況

公開買付者は、当社の親会社であることから、当社の取締役会による第二回公開買付けに対する意見表明は、支配株主との重要な取引等に該当することになります。

当社は、コーポレート・ガバナンス報告書において、「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」は定めておりませんが、支配株主との取引等を行う際には、必要に応じて当社及び支配株主との間に重要な利害関係を有しない専門家や第三者機関の助言を取得するなど、その取引内容及び条件の公正性を担保するための措置を講ずるとともに、取締役会において慎重に審議の上決定することとし、少数株主の利益を害することのないよう適切に対応する方針といたしております。

第二回公開買付けの意見表明に関する当社の意思決定に至る過程においても、当社は、上記「3. 第二回公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」「(6) 買付け等の価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本件両公開買付けの公正性を担保するための措置」に記載のとおり、①当社における独立委員会の設置及び意見の入手、②当社における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得、③当社における独立した法律事務所からの助言、④利害関係を有しない取締役全員の承認及び監査役全員の同意、及び⑤公開買付者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得、の各措置を実施しており、かかる対応は、上記方針に適合しているものと考えます。

(2) 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置に関する事項

上記「3. 第二回公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」「(6) 買付け等の価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本件両公開買付けの公正性を担保するための措置」をご参照ください。

(3) 本取引等が少数株主にとって不利益なものではないことに関する、支配株主と利害関係のない者から入手した意見の概要

上記「3. 第二回公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」「(6) 買付け等の価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本件両公開買付けの公正性を担保するための措置」「① 当社における独立委員会の設置及び意見の入手」に記載のとおり、本取引に係る当社の意思決定過程の恣意性を排除し、公正性、透明性及び客観性のある意思決定過程を確立することを目的として、当社、第一回公開買付け応募株主及び公開買付者からの独立性が高い、山下章太氏（公認会計士、かえで監査法人）、三木誠氏（当社社外取締役、独立役員）及び大島忠氏（当社社外監査役、独立役員）の3名から構成される独立委員会より、平成28年3月9日開催の取締役会に先立ち、平成28年3月8日付で、(i)本取引による当社の企業価値の向上、(ii)公開買付価格その他本取引において少数株主

に交付されることが予定されている対価の公正性、及び(iii)本取引の手續の公正性の観点から、本取引が当社の少数株主にとって不利益なものでないことを内容とする本答申書を受領しております。本答申書の記載内容については上記「3. 第二回公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」「(6)買付け等の価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本件両公開買付けの公正性を担保するための措置」「① 当社における独立委員会の設置及び意見の入手」をご参照下さい。

なお、当社の取締役会は、第一回公開買付けの開始から現時点までの状況を考慮しましたが、本答申書に影響を与える前提事実の変更はなく、本答申書は引き続き有効であると考えております。

以 上

(参考) 買付け等の概要

公開買付者が本日公表した「株式会社ウィズ株券等（証券コード：7835）に対する公開買付け（第二回）の開始に関するお知らせ」をご参照ください。